要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

| 要求 | 水準書 | 付資料 | ,閱 | 覧資 | 料に | 関す | 「る質 | 問 | への | 回 | <u></u> | | | |
|----|-----|----------|----|----|----|----|-----|---|-----|---|---------|--------------------------------|--|---|
| No | 本編 | 閲覧 資料 | 頁 | 1章 | 1節 | 1 | (1) | ア | (ア) | а | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
| 1 | 0 | | 3 | 1 | 4 | | (1) | | | | | 事業の対象 となる施設 | 余熱利用施設の延べ面積は6000㎡と記載がありますが、上限値と下限値について目安があればご教示いただけますでしょうか。 | 入札説明書に関する質問への回答No.53をご参照く ださい。 |
| 2 | 0 | | 3 | | | | | | | | | | 公園の対象面積 約93,000㎡の敷地境界線がわかる 測量図のCADデータはございますでしょうか。 | 要求水準書閲覧資料15として提示します。 |
| 3 | 0 | | 5 | 1 | | | 3 | エ | | | | 大規模修繕 | 「※建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、本市が直接行う」とありますが、大規模修繕と小規模修繕の明確な区分けをお願いできませんでしょうか、特に、設備機器は設置後10年~15年経過すると修理部品がなくなることも多いできますが100万円程度~応単位の費用となります。ついては、設備機器に入することになります。物にもよりますが100万円程度~応単位の費用となります。ついては、設備機器に入いて修理部品がなくなり、設備機器を入れでよる場合には、大規模修繕との理解でよろしいでは、対規模修繕との理解でよろしいでよ対価の支払いについて減額があるようでしたら説明をお願いできますでしょうか。 | 要求水準書P82に記載のとおり、事業者は、事業期間中に大規模修繕が発生しないように計画的に修繕をお願いします。 万一、設備機器を更新する必要があった場合、その要因に応じて事業契約書に基づき判断することになります。 |
| 4 | 0 | | 6 | 1 | | 4 | (4) | イ | (才) | | | 付帯施設 (付帯事業) に係る収入 | 事業者は、付帯事業による売上を収入とすることができる。と記載されていますが、ここで言う事業者とはSPCではなくSPCの構成員でもない民間企業でも可という認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 5 | 0 | | 8 | 1 | | 4 | (6) | | | | | 運営収入 | 提案施設について、運営収入の項目に「(自主事業に係る売上)」と2箇所に記載がありますが、正でしょうか。 | 正です。 |
| 6 | 0 | | 8 | 1 | 4 | | 6 | | | | | 表1-2飲食 | SPCから飲食機能(維持管理・運営)を委託する場合、構成企業又は協力企業として入札参加グループに位置付け、参加表明書において明記する。また、久喜市入札参加資格者名簿(物品等)としての参加要件を満たす必要があるとの理解でしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 7 | 0 | | 12 | 1 | 7 | | 1 | | | | | 立地条件 | 余熱利用施設の建蔵率は50%ですが、新ごみ処理 施設敷地を含めて満たせばよいとされていますの で、建築面積は3,500㎡より大きく(例えば5,000㎡)と れる考えてよろしいでしょうか。 | 入札説明書に関する質問への回答No.52をご参照く ださい。 |
| 8 | 0 | | 14 | 1 | 7 | | (4) | ア | (1) | | | 日 利用時間の | 「メイン駐車場およびサブ駐車場のいずれも通年開放」とありますが、特別な場合を除き深夜12時以降は防犯上および暴走族の対策として使用禁止とすることは可能でしょうか。 | 不可とします。 |
| 9 | 0 | | 15 | 1 | | 7 | (4) | イ | | | | 利用料金 | 利用料金は事業者の提案となっており、実施方針に 対する個別対話の結果No.35にて、物価変動に応じ た利用料金の変更は条例の範囲内で実施可と記載 されています。仮に事業者の提案額が条例の設定 額となった場合、利用料金は上げられないでしょう か。 | 事業契約書第53条に基づき、市との協議により判断 していくことになります。 |
| 10 | 0 | | 16 | 1 | 7 | | 4 | ゥ | | | | 施設利用方 法 | 自由利用を原則とする。とありますが、自由利用に ついて具体的な説明をお願いいたします。 | 自由利用とは、利用者の制限(対象年齢、性別、居住地など)が無く利用できるという意味です。 |
| 11 | 0 | | 16 | 1 | | 7 | (4) | ゥ | (ħ) | | | 駐車場 | 駐車料金の徴収はしてはならないという意味でしょうか。例えば土日祝や繁忙期のみ環境への負荷を考慮し、公共交通機関利用推進のため有料とすることは可能でしょうか。 | 徴収は想定しておりません。 |
| 12 | 0 | | 16 | 1 | 7 | | (5) | | | | | 感染症対策 | 令和5年5月8日に感染症に対するガイドラインが大幅に緩和されましたが、当項目の方針変更等ございますでしょうか。 | 「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(スポーツ庁)」が廃止となったため、当該部分を削除します。 その他の記述については、一般的な感染症対策としてご理解ください。 |
| 13 | 0 | | 18 | 2 | | 1 | (1) | ク | | | | 業務の対象 範囲 | 設計内容に関する市民説明会は、どのタイミングで、何月頃の実施を想定されていますか?その際に必要な説明内容も併せてご教示ください。 | 事業者が主体的に実施してください。時期・内容は 市と協議してください。 |
| 14 | 0 | | 19 | 2 | | 1 | (3) | 1 | (7) | | | 調整池の設 計業務を担 う者が満た す要件 | 技術士(建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋部門または上下水道部門(下水道)))又はRCCM(下水道部門または河川、砂防及び海岸・海洋部門に登録している者であること。と記載されていますが、公園設計企業が当該人員を保有していない場合、調整池の設計業務を資格保有者がいる企業に再委託してもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、担当する方の再委託先の 企業名、氏名及び資格名等は明らかにしてくださ い。 |
| 15 | 0 | | 19 | 2 | | 1 | (3) | ゥ | | | | 主任技術者 | 配置予定の主任技術者及び担当技術者において、 求められる資格要件及び実績要件があれば、ご教 示下さい。 | 要求水準書に記載の通りです。 |

| No | 本編 | 添付資料 | 閲覧 資料 | 頁 | 1章 | 1節 | 1 | (1) | ア | (ア) | а | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|------|----------|----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|-------------------------|--|--|
| 16 | 0 | | | 20 | 2 | 3 | | (1) | ア | | | | 新ごみ処理 施設との連 携 | 新ごみ処理施設の屋上庭園につながる散策路との 一体性について配慮すること記載がありますが、新 ごみ処理施設の散策路は常時開放されているので しょうか。若しくは、運営時間に合わせて通路を閉鎖 するのでしょうか。セキュリティーの考え方について、 具体的な運営方法の構想があればご教示ください。 | 常時開放を予定しています。 |
| 17 | 0 | | | 20 | 2 | | 3 | (1) | | | | | | 新ごみ処理施設と一体性に配慮した建築デザイン、動線、避難場所としての活用等の施設計画面での連携や、さらに運営業務内でも様々な連携が求められています。ついては、新ごみ処理施設整備事業の採用提案及び設計図書、設計協議事項(特に発注者要望やそれに対する対処等)、運営業務等協議事項(特に発注者要望やそれに対する対処等)等を一式を開示頂けますでしょうか。開示されない場合、新ごみ処理施設の事業者(協力企業等も含め)のみが知りうる情報が存在し、本事業の提案において有利となり、本事業の競争上の公平性が損なわれます。 | 市としては本事業と新ごみ処理施設事業が一体性をもった事業となるよう、事業発注に当たり最大限の資料提供に努めております。入札参加者におかれましてはこの点をご理解をいただき、市が開示した公表資料等の情報をもとに提案してください。 |
| 18 | 0 | | | 20 | | | 3 | (3) | | | | | 新ごみ処理 施設との連 携 | 模型の作成について、費用分担はどのようになりま すか? | 新ごみ処理施設整備事業者の負担となります。 |
| 19 | 0 | | | 20 | 2 | 3 | | (1) | ゥ | | | | | 災害時に新ごみ処理施設と一体となった提案を考えるにあたり、新ごみ処理施設での地域防災に対する 考え方ご教授ください。 | 現段階では以下のとおりです。 ・マンホールトイレ、EV 車急速充電器 10 台(来客者 及び余熱体験啓発棟利用者の利用を想定して5 台 分、公用車併用として5 台分を来場者駐車場内に 設置)、防災備蓄倉庫、その他災害時に有効な設備 を設ける。 ・災害時の避難者の受け入れを想定する。 |
| 20 | 0 | | | 20 | 2 | 3 | | (1) | I | | | | 新ごみ施設 との連携 | 新ごみ処理施設整備事業者が実施する本施設と新 ごみ処理施設の模型の作成に際し、事業者は協力 することと記載ございますが、協力に際し発生する 費用は、新ごみ処理施設整備事業者の負担との理 解でよろしいでしょうか。 | 模型作成にかかる費用はごみ処理施設整備事業者 の負担です。 |
| 21 | 0 | | | 21 | 2 | | 3 | (3) | | | | | 周辺インフラ との接続 | (上水道、下水道、電力等)引き込みに係る費用について、 貴市に負担いただける分は、サービス購入料に含まれるという理解で宜しいでしょうか? | 事業者の負担となっているものは、サービス対価に 含まれます。市負担とは、サービス対価とは別に市 が負担するものです。 |
| 22 | 0 | | | 22 | 2 | 1 | | (3) | I | (7) | | | 雨水排水 | 雨水排水流出抑制施設の基本設計において、放流水路へ設置するオリフィスの寸法をご教示下さい。 | 事業者にて計画ください。 |
| 23 | 0 | | | 22 | 2 | 1 | | (3) | I | (7) | | | 雨水排水 | 雨水排水流出抑制施設の基本設計において、雨水 抑制施設から既存排水路へ接続する放流管の内径 をご教示下さい。 | 事業者にて計画ください。 |
| 24 | 0 | | | 22 | 2 | 3 | | (3) | イ | (7) | | | | 余熟利用施設は、給水管75Aと接続すると記載がありますが、給水に関して、●時~●時の間で給水することが出来ないなどの制限を設けられることはございますでしょうか。また要求水準書(案)に関する質問への回答№21では排水・給水能力に応じて制限される場合があり、事業契約書締結後の協議事項となっております。制限が発生し費用が上がった部分については、市側のリスクとして頂けませんでしょうか。 | 前段:特にありません。 後段:排水においては、市下水道施設課と協議して 調整するなど、周辺の公共下水道の状況に配慮して 排水してください。給水においては、市や新ごみ処理 事業者等と協議して調整するなど、周辺の上水道の 状況に配慮してください。 |
| 25 | 0 | | | 22 | 2 | 3 | | (3) | ゥ | (1) | | | 下水道 | 余熱利用施設及び公園内からの排水は、新ごみ処理施設の工場棟等からの排水と共に、公園内を縦断し、既存下水道へ接続することと記載がございますが、ブール水や浴槽水の換水を実施する際に大量の下水が流出しますが、既存下水道へ接続することで対応が可能との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、排水時に流量を調整いた だく場合があります。 |
| 26 | 0 | | | 23 | 2 | | 3 | (3) | オ | (7) | | | 新ごみ処理 施設整備事 業者と協議 | 電力、ガス等、新ごみ処理施設整備事業者と協議が 必要な項目をいくつか指示いただいております。正 確なコスト算出のための入札前協議が必要と考えま すが、協議の場を設けて頂くことは可能でしょうか。 | 入札前に市が協議の場を設けることは予定していません。必要な情報や協議したい事項がある場合は、 市へご相談ください。 |
| 27 | 0 | | | 23 | 2 | 3 | | (3) | ħ | (7) | | | ガス | 新ごみ処理施設整備事業者が、新ごみ処理施設区域に引き込んだ中圧管から分岐し引き込むこと。詳細は東京ガス及び新ごみ処理施設整備事業者と協議すると記載がございますが、ガス設備を必要としない設計の場合はガスの引込工事を実施する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 28 | 0 | | | 26 | 2 | | 4 | (1) | ア | (7) | С | | 施設配置 | 「浸水想定高さ以上の盛土を行うことと」とありますが、見学会時の現状の盛土(1.5m~2.0m)レベルは、T.P.基準ですといくつになりますでしょうか。 | 要求水準書閲覧資料5にてご確認ください。 |

| No | 本編 | 添付 資料 | 閲覧 資料 | 頁 | 1章 | 1節 | 1 | (1) | ア | (ア) | a (a | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----------|----------|----|----|----|---|-----|---|-----|------|---------------|---|--|
| 29 | 0 | XII | 241 | 26 | 2 | 4 | | (1) | | | | 基本的な考 え方 | 余熱利用施設を2階建てとし、新ごみ処理施設の散策路との一体性を考えた場合、余熱利用施設屋上は散策路のみとなることが考えられます。たとえば、飲食機能を配置する等一部3階建てとなるような提案も認められないのでしょうか。 | 新ごみ処理施設が準耐火建築物(ロ-2)を予定しており、新ごみ処理施設に対して影響を及ぼさない計画が可能であれば、お見込みのとおりです。 |
| 30 | 0 | | | 29 | 2 | 4 | | 2 | ア | | f | 設備計画の 考え方 | ZEB Ready 相当以上の基準を満たしとありますが、 ZEB Ready認証取得が要求水準というわけではない と考えて相違ないでしょうか。 | お見込みのとおりです。なお、ZEBの定義は環境省が示すものに準ずることとし、ZEB Readyの場合は、省エネのみで計算してください。 |
| 31 | 0 | | | 29 | 2 | | 4 | (2) | イ | (1) | b | Wi-Fi | 利用者向けのフリーWi-Fi(ギガらくWi-Fi)のアクセスポイントや通信料等の負担は市と事業者どちらの負担でしょうか。事業者負担の場合にギガらくWi-Fiのスペックの指定はございますでしょうか。 | 前段:事業者負担です。 後段:指定はありません。 |
| 32 | 0 | | | 30 | 2 | 4 | | (2) | イ | (才) | | 発電設備 | 発電設備は太陽光発電設備と記載があるため、非常用自家発電設備は設置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 33 | 0 | | | 30 | 2 | | 4 | (2) | イ | (4) | | 太陽光発電 | 太陽光発電設備の発電容量はどの程度の範囲を想定していますか。 | 事業者提案によるものとします。 |
| 34 | 0 | | | 30 | 2 | 4 | | (2) | イ | (ф) | | 直流電源装置 | 建築基準法に準拠し、非常用照明設備の非常電源として直流電源装置を設置することと記載がございますが、建築基準法に準拠した非常照明設備との理解からバッテリー式の非常照明設備も可能との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 35 | 0 | | | 33 | 2 | 4 | | (2) | I | (才) | е | 熱利用設備 | 工場棟から供給する高温水は、現時点での条件の 記載がございますが、常用圧力と配管口径をご教示 願います。 | 常用圧力0.5MPa程度、配管口径は125Aで計画しています。なお、詳細検討(温水温度や取合位置等)により見直しの可能性がありますので参考としてください。 |
| 36 | 0 | | | 33 | 2 | 4 | | (2) | エ | (1) | е | 熱利用設備 | 供給される高温水の温度が80~85℃程度ですと、 熱交換の効率が低く、給湯に使用する場合は給湯 水を別途昇温する必要性が考えれます。高温水の 温度を130℃程度にすることは可能でしょうか | 原案のとおりとします。また、事業者にて昇温していただく想定はなく、効率のよい熱交換を設計してください。 |
| 37 | 0 | | | 34 | 2 | 4 | | (3) | ア | (7) | m | 各機能に係る要件 | 今後本市中学校の水泳事業を実施(予定)することを検討しているとありますが、繁忙期の混雑防止の観点から生徒専用の出入口を設けるなどの具体的な点を指している中学校利用の頻度、利用生徒数があれば教示ください。 | 専用出入口は不要です。 学校利用の実施を含め、詳細は未定です。なお、現在は、各学校・学年ごとに年1~4回程度の授業を行っています。対象は市内の中学校を想定しています。詳細は実施が決定した場合に教育委員会と協議してください。 |
| 38 | 0 | | | 34 | 2 | 4 | | 3 | ア | (7) | m | 水泳授業 | 利用者数の想定にあたって、水泳授業と自由利用 の同時共存ができるのか、又は、水泳授業期間中 は一般のプール利用は全て禁止する必要があるの か、教えていただけないでしょうか。 | 一般との同時利用は想定していませんが、詳細は実施が決定した場合に教育委員会と協議してください。 |
| 39 | 0 | | | 35 | 2 | 4 | | (3) | オ | | | 流水プール | プール機能について 50mの流水プールと記載がありますが、形状に指定はないと考えてよろしいでしょうか。 レジャー的な要素もしくは、運動浴用により形状が異なるかと思われますが、事業者提案によると考えてよろしいでしょか。 | お見込みのとおりです。 |
| 40 | 0 | | | 35 | 2 | | 4 | (3) | ア | (7) | m | 25mプール | 自主事業開催時においても一般利用が可能なよう に計画するとありますが、学校利用時は一般利用は ないものと考えてよろしいでしょうか。 | 事業者提案によるものとします。 |
| 41 | 0 | | | 35 | 2 | | 4 | (3) | ア | (ウ) | а | 幼児プール | 幼児用プールの広さについて、目安等あればご教示ください。 | 事業者提案によるものとします。 |
| 42 | 0 | | | 35 | 2 | | 4 | (3) | ア | (I) | | スライダー | スライダーの高低差は制限等ありますか。 | 特にありません。 |
| 43 | 0 | | | 35 | 2 | | 4 | (3) | ア | (才) | а | 流水プール | 長さ50m程度とありますが、内径と外径の平均長さ と考えてよろしいでしょうか。 | 事業者提案によるものとします。 |
| 44 | 0 | | | 35 | 2 | | 4 | (3) | ア | (4) | а | 流水プール | 長さ50m程度とありますが、±10%以内は要求水準 を満たすと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 45 | 0 | | | 35 | 2 | | 4 | (3) | ア | (ђ) | b | ジェットバス | 深さについては、提案によるものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 46 | 0 | | | 36 | 2 | | 4 | (3) | ア | (シ) | b | プール観覧 スペース | 写真撮影等によるトラブルが生じないような配慮とあ りますが、想定するトラブルがあればご教示くださ い。 | 事業者にてご判断ください。 |
| 47 | 0 | | | 36 | 2 | | 4 | (3) | ア | (シ) | b | プール観覧 スペース | プール観覧室から、保護者等による遊泳中の子供 の撮影は可能と考えてよろしいでしょうか。 | 事業者にてご判断ください。 |

| No | 本編 | 添付 資料 | 閲覧 資料 | 頁 | 1章 | 1節 | 1 | (1) | ア | (ア) | а | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----------|----------|----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|--------------|---|---|
| 48 | 0 | | | 37 | 2 | | 4 | (3) | 1 | (7) | i | | 大浴場 | 災害時にも入浴ができることの想定が必要とありますが、災害時も余熱・電気は供給されると考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。なお、地震災害時は、新ごみ処理施設からの電力供給は3日以内に復旧することにしています。 |
| 49 | 0 | | | 37 | 2 | | 4 | (3) | イ | (7) | i | | 大浴場 | 災害時にも入浴ができることの想定が必要とありますが、入浴はシャワー程度と考えてよろしいでしょうか。 | 事業者提案によるものとします。浴槽も利用できることを期待しますが、災害の程度や施設の状況によって判断してよいものとします。 |
| 50 | 0 | | | 37 | 2 | 4 | | (3) | イ | (7) | i | | 大浴場 | 災害時にも入浴ができることを想定することと記載がございますが、この場合新ごみ処理施設からの高温水や電気の供給の他、給水が停止していない場合との理解でよろしいでしょうか | お見込みのとおりです。 |
| 51 | 0 | | | 37 | 2 | | 4 | (3) | イ | (7) | n | | | 炭酸泉装置を設置すること。なお、将来的に、新ごみ処理施設で発生した二酸化炭素を利用することを想定する。と記載されていますが、二酸化炭素はいつから、どのような方法で供給される予定でしょうか。 | 供給開始時期は未定です。当面の炭酸泉装置に必要な二酸化炭素の供給は事業者とし、要求水準書を修正します。 |
| 52 | 0 | | | 37 | 2 | | 4 | (3) | 1 | (ア) | n | | 炭酸泉 | 炭酸泉について、新ごみ処理施設で発生した二酸化炭素を利用することを想定するとありますが、二酸化炭素の利用がいつからになるのか不明なため、それまでの期間で発生する代替となる消耗品等の費用については、貴市の負担という認識で宜しいでしょうか。 | 事業者負担になります。併せて要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.51をご参照ください。 |
| 53 | 0 | | | 37 | 2 | 4 | | (3) | イ | (7) | n | | 大浴場 | 炭酸泉装置を設置すること。なお、将来的に、新ごみ処理施設で発生した二酸化炭素を利用することを 想定することと記載がございますが、二酸化炭素の 供給が行われるまでの期間で、炭酸泉装置を稼働さ せることも想定するため、新ごみ処理施設からの二 酸化炭素の利用可能時期をご教示願います。 | 要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問へ の回答No.51をご参照ください。 |
| 54 | 0 | | | 37 | 2 | | 4 | (3) | 1 | (7) | n | | 大浴場 | 二酸化炭素の想定される供給方法をご教示ください。 | 供給方法は未定です。併せて要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.51をご参照ください。 |
| 55 | 0 | | | 37 | 2 | | 4 | (3) | 1 | (1) | f | | 広間 | 「特定の利用者の占有」とはどのような状況を想定しているのかご教示ください。 | そのままの意味でご理解ください。 |
| 56 | 0 | | | 37 | 2 | 4 | | (3) | イ | (7) | b | | 大浴場 | 具体的な浴槽の種類、機能、配置、規模等は事業者の提案によるものとするが、男女別にそれぞれ同時利用20人程度として計画することと記載がございますが、大浴場を一度に20人程度使用することが可能な施設計画との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。なお、20人以上使用することが可能な計画も認めることにしています。 |
| 57 | 0 | | | 37 | 2 | 4 | | (3) | 1 | (7) | f | | 大浴場 | 各槽にろ過器を設けること。風呂の規模や計画入浴者数に応じた機器の能力を設定することと記載がございますが、各槽とは白湯(男女)、水風呂(男女)といった男女で同じ槽とした場合を含むとの理解でよろしいでしょうか | 男女別で、それぞれを1槽として計画してください。 |
| 58 | 0 | | | 38 | 2 | | 4 | (3) | ゥ | (1) | а | | | 卓球ができることも想定されていますが、閲覧資料 14の備品等リスト(参考)に卓球台は記載されていませんでした。事業者の調達備品となりますでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 59 | 0 | | | 38 | 2 | | 4 | (3) | I | (ፖ) | а | | 多目的室 | カラオケや楽器演奏ができる部屋、会議や各種教室、囲碁・将棋等の利用を想定する部屋について、 それぞれの部屋数は何部屋の想定でしょうか。 | 事業者提案によるものとします。 |
| 60 | 0 | | | 39 | 2 | | 4 | (3) | オ | (+) | | | 飲食機能 | 飲食施設を公園内に設ける場合は付帯事業ではなく、本事業の運営事業の位置づけと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 61 | 0 | | | 39 | 2 | | 4 | (3) | オ | (‡) | | | 飲食機能 | 飲食施設を公園内に設ける場合の建設費は、公園 工事費と考えればよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 62 | 0 | | | 39 | 2 | | 4 | (3) | オ | (‡) | | | 飲食機能 | 飲食施設を公園内に設ける場合の建設費は、公園 工事費の補助対象に該当すると考えてよろしいで しょうか。 | 国土交通省都市局公園緑地・景観課のホームページ「公園とみどり」に「補助対象施設」として表記されているものをご確認ください。 |
| 63 | 0 | | | 39 | 2 | | 4 | (3) | オ | (‡) | | | 飲食機能 | 飲食施設を公園内に設ける場合の維持管理運営費は、公園の維持管理運営費と位置づけられると考えればよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 64 | 0 | | | 40 | 2 | | 4 | (3) | カ | (7) | f | | 更衣室及び 脱衣室 | トレーニング機能用にシャワー室を設置することと記載されていますが、他機能のシャワー室と利用スペースを区別すべきでしょうか。 | 事業者提案によるものとします。要求水準書P39 カ. 更衣室及び脱衣室 (ア)共通 a. を確認してください。 |

| No | 本編 | 添付資料 | 閲覧 資料 | 頁 | 1章 | 1節 | 1 | (1) | ア | (ア) | а | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|------|----------|----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|---------------|--|--|
| 65 | 0 | 2011 | 211 | 40 | 2 | 4 | | (3) | + | (7) | | | | 「公園側出入口をメインエントランスとし、駐車場側、 新ごみ処理施設側からもアクセスできる出入口をそれぞれ設けること」とありますが、容易に利用者の入館管理ができるように利用者の入館はメインエントランス1か所で計画した場合、公園および駐車場および新ごみ処理施設からメインエントランスまで、わかりやすいアプローチを計画すればよろしいのでしょうか。 | 利用者が3方向からアプローチしやすい、わかりや すい導線とすることを条件に、エントランスの集約を 認めます。要求水準書を修正します。 |
| 66 | 0 | | | 40 | 2 | 4 | | (3) | + | (7) | f | | 管理運営機 能 | メインエントランスの位置について、公園側出入口を メインエントランスとし、駐車場側、新ごみ処理場か らそれぞれアクセスできる動線を設けるよう記載が ありますが、各所へ必要なアクセスが可能であれ ば、任意の位置で計画をさせて頂いても宜しいでしょ うか。 | 要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問へ の回答No.65の回答をご確認ください。 |
| 67 | 0 | | | 40 | 2 | | 4 | (3) | + | (7) | f | | | メインエントランスは利用者の動線を考慮し、駐車場 側に設けることも可能と考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問へ の回答No.65の回答をご確認ください。 |
| 68 | 0 | | | 40 | 2 | | 4 | (3) | + | (7) | f | | エントランス ホール | 出入口を公園側と新ごみ処理施設側の角付近に設けた場合はでも、それぞれの方向に出入口を設ける必要はあるのでしょうか。 | 要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問へ の回答No.65の回答をご確認ください。 |
| 69 | 0 | | | 41 | 2 | 4 | | (3) | + | (ウ) | | | 公園管理室 | 公園管理室は適当な広さを確保して余熱利用施設 の事務室を兼用してもよろしいでしょうか。 | 可能とします。 |
| 70 | 0 | | | 41 | 2 | 4 | | (3) | | (ウ) | b | | 公園管理室 | 公園管理室を「公園内に別棟として設けることも可と する」とありますがそうした場合は、1敷地1建物とし て理解されるのでしょうか。公園管理室と一体の建 物出ないと付帯施設の提案が出来なくなるという理 解でよろしいでしょうか。 | 敷地分けするなど、建築基準法及び都市公園法等 に準拠して計画してください。 |
| 71 | 0 | | | 41 | 2 | 4 | | (3) | + | (才) | а | | | 新ゴミ処理施設と屋内の渡り廊下で接続すること。と記載がありますが、渡り廊下の利用者は誰を想定すればよいでしょうか。また、利用者は下足でしょうか。館内の利用料金を1階で管理する関係上、一般の施設利用者が使用する場合は、1階からの入館、施設利用を想定してもよろしいでしょうか。 | 前段:一般利用者です。 中段:下足です。 後段:一般利用者が渡り廊下からも入館できる設え としてください。 |
| 72 | 0 | | | 42 | 2 | 4 | | (3) | + | (力) | | | 屋上 | 「余熱利用施設の屋上からスロープや階段等で直接 公園に降りられる動線となるようにする」とあります が、余熱利用施設は2階建てとなり2階部分に露天 風呂が計画されるので1階部分の屋上からスロープ や階段等で直接公園に降りられる動線となるように してもよろしいでしょうか。 | 可能とします。 |
| 73 | 0 | | | 42 | 2 | | 4 | (3) | + | (カ) | а | | 屋上 | 令和5年4月20日公表の要求水準書(案)に関する質問への回答No.87にて「直接公園に降りられるスロープ等は、新ごみ処理施設の屋上庭園に設置予定の階段を利用することも満たすものとします」と回答されておりますが、余熱利用施設での公園へ直接降りられるスロープ、階段等の設置は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 74 | 0 | | | 42 | 2 | | 4 | (3) | ク | | | | 環境啓発機 能 | 令和5年4月20日公表の要求水準書(案)に関する質問への回答No.95にて、「要求水準書を修正する」との回答がありましたが、修正されていないように見受けられます。改めて、新ごみ処理施設で計画している環境啓発に資する情報発信の具体的な内容をご教授いただけないでしょうか。 | 内容は協議中ですが、要求水準書閲覧資料16を参 考にしてください。 |
| 75 | 0 | | | 43 | 2 | | 4 | (3) | ケ | | а | | 外構 | 事業者用駐車場の必要台数などあれば、ご教示<だ さい。 | 事業者提案によるものとします。 |
| 76 | 0 | | | 43 | 2 | 4 | | (3) | ケ | | b | | 外構 | 「渡り廊下の下付近の空間については、キッチンカーの設置やイベント等で利用できる広場を設けること」とありますが、渡り廊下から見えやすくわかりやすい場所に広場を設けると考えればよろしいのでしょうか。 | 事業者提案によるものとします。 新ごみ処理施設の広場と一体的に利用できる位置 としてください。 |
| 77 | 0 | | | 43 | 2 | | 4 | (3) | ケ | | | | 外構 | 「新ごみ処理施設との連続性を考慮」と記載がありますが、新ごみ処理施設側でもキッチンカーの設置やイベント等に利用できる広場の計画を想定していますでしょうか。 | 利用方法は未定ですが、イベント等に利用できる広 場の設置を計画しています。 |
| 78 | 0 | | | 47 | 2 | | 5 | (1) | オ | (7) | | | 植栽計画 | 植栽計画の検討や 樹種の選定は、本多静六博士の理念を取り入れることとし、配置・樹高・幹周りの詳細は、本市と協議を行うものとする。と記載されていますが、落札後の協議で費用増を伴う変更が発生した場合はサービス対価の増額はありますでしょうか?また植栽に関する専門的な知識を有する者の意見を取り入れて設計に反映すること。と記載されていますが、有識者は事業者により選定するとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段:サービス対価の増額は想定していません。 後段:お見込みのとおりです。 |

| No | 本編 | 添付資料 | 閲覧 資料 | 頁 | 1章 | 1節 | 1 | (1) | ア | (ア) | а (| (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|------|----------|----|----|----|---|-----|---|-----|-----|-----|------------------|---|--|
| 79 | 0 | | | 47 | 2 | | 5 | (1) | オ | (‡) | | | 植栽計画 | 花を楽しめる花壇を整備すること。と記載されていますが、花壇の植え替えも事業者の業務でしょうか? | お見込みのとおりです。 |
| 80 | 0 | | | 48 | 3 | | 5 | (2) | 1 | (7) | | | 通信設備 | 「公園内にWi-Fi 等の情報通信環境を整備すること」 とありますが、公園全域ではなく公園内の決められ たエリアでWi-Fi利用ができればよいとの理解でよろ しいでしょうか?その場合に貴市で想定されている エリア数等はどのようなお考えでしょうか。 | 前段:お見込みのとおりです。 後段:事業者提案によるものとします。 |
| 81 | 0 | | | 49 | 2 | | 5 | (3) | 1 | ア | | | 芝生広場 | 「原則として天然芝」と記載がありますが、 天然芝の芝生広場とは別に、草地として管理する広 場や人工芝エリアを設けることは問題ないでしょう か? | 問題ありません。 |
| 82 | 0 | | | 49 | 2 | | 5 | (3) | 1 | (7) | | | 天然芝 | 天然芝の場合、当事業の工期の1月(または11・12 月など冬)ぎりぎりに芝はりをすると芝が休眠状態で 根付かないで枯れてしまう可能性か高いというリスク がありますが天然芝を選定する場合には開業後の 芝生の維持管理を考慮した工期の設定(3月~5月 までに芝はりを終えるなど)をするお考えはあります か。 | 工期の設定は考えていません。 |
| 83 | 0 | | | 49 | | | 5 | (3) | ゥ | | | | 遊具 | 新ごみ処理施設に設置される遊具により計画変更 が生じた場合には、サービス対価が増減する可能性 があるということになりますか? | ごみ処理施設に設置される遊具による計画変更は 行わないこととします。要求水準書を修正します。 |
| 84 | 0 | | | 49 | 2 | | 5 | (3) | ゥ | | | | 遊具 | 新ごみ処理施設に設置(予定)される遊具を踏まえて、計画変更の協議を行う場合がある。と記載されていますが、新ごみ処理施設の遊具を理解し、貴市との協議を行っている新ごみ処理施設事業者は遊具の親和性やそれを見据えたコスト管理等を具体的に提案でき、評価点を獲得する上で明らかに優位であるため、新ごみ処理施設の提案遊具や貴市hとの協議状況等をご開示頂けますでしょうか。 | 要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問へ の回答No.83の回答をご確認ください。 |
| 85 | 0 | | | 50 | 2 | | 5 | (3) | ゥ | (7) | d | | 大型複合遊 具 | 貴市内で最大規模の遊具の一例をお示し願いま す。 | エンゼル公園(青毛地区)、県営権現堂公園(1号公園)(小右衛門地区)です。 |
| 86 | 0 | | | 50 | | | 5 | (3) | ゥ | (1) | | | 幼児用遊具 | ふわふわドームについては、安全性の面から小学生 以上を対象とし、幼児用遊具として設置することは避けた方が良いと考えますが、市のお考えをお示し下 さい。 | |
| 87 | 0 | | | 50 | | | 5 | (3) | ゥ | (1) | | | 幼児用遊具 | インクルーシブな遊具が幼児用遊具の中に記載されていますが、小学生以上も含めて対象とし設置するという理解でよろしいでしょうか? | お見込みのとおりです。 |
| 88 | 0 | | | 50 | 2 | | 5 | (3) | I | (7) | | | 水遊び場 | 水遊び場の水は循環水と水道水どちらでしょうか | 事業者提案によるものとします。 |
| 89 | 0 | | | 51 | | | 5 | (3) | I | | | | 水遊び場 | 小川について、子どもが水に入って遊ぶことを想定されていますか? その場合における水質基準はどのようにお考えですか? | 前段:お見込みのとおりです。 後段:事業者提案によるものとします。 |
| 90 | 0 | | | 51 | | | 5 | (3) | オ | | | | バーベ キューエリア | 本公園は火気取扱い可能な公園という理解でよろしいでしょうか? また、バーベキュー以外でのイベント等における火 気使用も可能ということでよろしいでしょうか? | 基本的にはお見込みのとおりです。なお、バーベ キューは通年、バーベキュー以外はその都度におい て市の許可が必要です。 |
| 91 | 0 | | | 51 | 2 | | 5 | (3) | オ | | | | バーベ キューエリア | バーベキューのごみ処理は事業者負担でしょうか、 利用者の持ち帰り想定でしょうか。 | 事業者提案によるものとします。 |
| 92 | 0 | | | 52 | 2 | | 5 | (3) | ク | (ウ) | | | トイレ | 「全て様式トイレとし」とありますが、男性用トイレ内 に小便器を設ける提案は可能ですか。 | 可能です。 |
| 93 | 0 | | | 54 | 2 | 5 | | (3) | サ | (1) | | d | 公園西側駐 車場(メイン) | EV 車急速充電器は利用者が無償で使用できるもの を想定しているでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 94 | 0 | | | 54 | 2 | | 5 | (3) | ť | (1) | d | | 駐車場 | | 要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問へ の回答No.93の回答をご確認ください。 |
| 95 | 0 | | | 54 | 2 | | 5 | (3) | t | (1) | h | | 駐車場 | 「市内循環バスなど公共交通が乗り入れる場合も想定する」とありますが、貴市にてすでにバス事業者等と協議等を行っているのでしょうか?バス事業者等は公共性、公平性を考慮し本事業の特定の応募グループには参画できないとの理解でよろしいでしょうか。 | 市全体の公共交通の見直しを検討していますが、バス事業者との協議はしていません。公共交通との差別化を図れるものであれば、提案は妨げません。なお、事業者決定後に市の担当課と協議が必要です。 |
| 96 | 0 | | | 54 | 2 | | 5 | (3) | ス | (1) | | | 照明 | LED照明の街灯の柱部分で広告収入を得ることは 可能でしょうか。 | 不可とします。 |

| No | 本編 | 添付資料 | 閲覧 資料 | 頁 | 1章 | 1節 | 1 | (1) | ア | (ア) | a (| (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|------|----------------------------|----|----|----|---|-----|---|------------------|-----|-----|-------------------------------|---|--|
| 97 | 0 | 211 | \(\frac{1}{2}\) | 56 | 2 | | 7 | | | | | | | 「新ごみ処理施設事業にて実施した調査において、余熱利用施設事業 敷地は土壌汚染状況調査の対象外としている」とありますが、これは本施設建設対象敷地は閲覧資料4の地歴確認等から土壌汚染調金を実施しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。なお、公園施設の敷地においては調査を実施してください。 |
| 98 | 0 | | | 56 | 2 | | 7 | | | | | | 土壌汚染状 況調査業務 | 今後の造成工事にて持ち込まれる土については土 壌汚染調査は終わっており、問題ない土で造成され るとの理解でよろしいでしょうか。その場合には本施 設建設に伴う現地での土壌汚染調査は不要との理 解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 99 | 0 | | | 59 | 3 | | 2 | (2) | | | | | 定に当たり | 新ゴミ処理施設建設に伴う植栽と残土、並びに新設 道路工事用の資材置き場の広さをご提示ください。 また、その場所は本事業の事業者より指定させてい ただいてよろしいでしょうか。 | 前段:要求水準書閲覧資料10に追記しましたのでご 参照ください。 後段:市と協議してください。 |
| 100 | 0 | | | 59 | 3 | | 2 | (2) | | | | | 定に当たり | 新ごみ処理施設の建設工事にて発生する残土は本施設及び公園の計画敷地には仮置きはしないとの理解でよろしいでしょうか。また、新ごみ処理施設建設によって発生した残土を本施設建設及び公園整備の埋め戻し等に利用させていただくことは可能でしょうか。可能な場合に発生する残土は汚染されていない土との理解でよろしいでしょうか。 | 前段:仮置きする可能性はあります。土のストックヤードについては要求水準書閲覧資料10にてご確認ください。 後段:可能です。新ごみ処理施設側と協議して調整することになります。また、汚染土は混入はないとお考えください。 |
| 101 | 0 | | | 59 | 3 | | 2 | (2) | | | | | 工事計画策 定に当たり 留意すべき 項目 | 新ゴミ処理施設建設との工区境に設置する仮囲いは、ゴミ焼却場の施工者が設置すると考えて宜しいでしょうか。 | 本事業でも設置するものとします。なお、詳細は新ご み処理事業者側と調整してください。 |
| 102 | 0 | | | 59 | 3 | | 2 | (2) | | | | | 工事計画策 定に当たり 留意すべき 項目 | 新ごみ処理施設建設で使用した仮設資材を含む資材を兼用もしくは転用することは可能との理解でよろしいでしょうか。 | 事業者の決定後に協議を行ってください。 |
| 103 | 0 | | | 59 | 3 | | 2 | (2) | | | | | 工事計画策 定に当たり 留意すべき 項目 | 仮設事務所をゴミ焼却施設工事の仮設事務所と合 築することは可能でしょうか。 | 事業者の決定後に協議を行ってください。 |
| 104 | 0 | | | 60 | 3 | | 2 | (2) | 1 | | | | 工事計画策 定にあたり 留意すべき 項目 | 新ごみ処理施設との連携を考慮した検討のため、新 ごみ処理施設の施工計画、工事車両搬出入ルート 等ご教授ください。 | 要求水準書閲覧資料10に資料を追加します。 |
| 105 | 0 | | | 62 | 3 | | 3 | (1) | ア | (7) | | | 工事監理体 制届 | 配置予定の主任技術者及び担当技術者において、 求められる資格要件及び実績要件があれば、ご教 示下さい。 | 事業者提案によるものとします。 |
| 106 | 0 | | | 66 | 4 | | 1 | (2) | | | | | 業務期間 | 「業務終了日は運営開始日までとする。」とありますが、開業準備業務終了日は、運営開始日前日までではなく、運営開始日を含むという理解でよろしいでしょうか。 | 運営開始日前日までとなります。要求水準書を修正 します。 |
| 107 | 0 | | | 66 | 4 | | 1 | (3) | I | | | | 本施設の 愛称 | 「本市が本施設の愛称を募集することとした場合」とは、ネーミングライツとしての募集が含まれるので しょうか。 | 含みません。 |
| 108 | 0 | | | 66 | 4 | | 1 | (3) | I | | | | 本施設の愛 称の募集 | 本施設の愛称を募集するとともに、選考に伴う業務を支援することとありますが、 ①具体的な業務をご教示ください。 ②この業務に係る費用についてはサービス対価に含まれる認識で宜しいでしょうか。 | 前段:スケジュール調整その他協議により決定します。 後段:お見込みのとおりです。 |
| 109 | 0 | | | 67 | 4 | | 2 | (2) | | | | | 開館·開園 式典 | 開館式典の正確な費用算出のため、招待客の想定 人数をご教示ください。 また、招待客については、貴市が選定する認識で宜 しいでしょうか。 | 前段:未定です。 後段:お見込みのとおりです。 |
| 110 | 0 | | | 70 | 5 | | 1 | (7) | イ | (1) | | | 業務実施体 制 | 図5-1 業務実施体制(維持管理業務)において、各 業務区分の定義がありましたらご教示ください。 | P68(1)業務の対象範囲に記載の各業務に応じた 区分を想定しています。 |
| 111 | 0 | | | 81 | 5 | | 7 | (2) | ア | (I) | | | 防犯·警備 | 営業時間外の出入管理は機械警備をセットした上で 館の出入口の全ての鍵を施錠して入館が出来ない 状態にするとのことでよろしいでしょうか。 それとも、警備員を配置した出入管理を営業時間外 にも行うとのことなのでしょうか。 | 事業者の提案によるものとします。 |
| 112 | 0 | | | 81 | 5 | | 7 | (2) | ア | (1) | | | 防犯·警備 | 営業時間外の建物及び敷地内への不審者・車両等の侵入防止を行うこと。とは機械警備をセットした上でバリカーなどにより物理的な対応でも可能でしょうか。 | 事業者の提案によるものとします。 |
| 113 | 0 | | | 82 | 5 | | 7 | (3) | | (1) | | | 警備 | 「日中は運営業務職員等が巡回し、」とありますが、 構成員や協力企業からの委託先による巡回警備も 可能と理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No | 本編 | 添付 | 閲覧 資料 | 頁 | 1章 | 1節 | 1 | (1) | ア | (ア) | а | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|----|----------|-----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|--------------|---|---|
| 114 | 0 | X | 271 | 82 | 5 | | 8 | | | | | | 修繕業務 | 「ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕を対象とし、大規模修繕を含まないものとする。」 とありますが、 経常修繕及び計画修繕については年間の維持管理・運営費に見込んでおくという理解で宜しいでしょうか? | お見込みのとおりです。 |
| 115 | 0 | | | 82 | 5 | | 7 | (3) | | (オ) | | | 公園の機械 警備 | 営業時間外の公園内の機械警備とはどの程度の範囲を想定でしょうか。広範囲にわたる場合は異状がなくても鳥など動物や風で枝葉が動いただけでも機械警備最が発報し、その都度待機警備員が出動しなければならない事態が頻発することが想定されます。 | 要求水準書を修正します。 |
| 116 | 0 | | | 86 | 6 | | 1 | (8) | 1 | (1) | | | 業務実施体 制 | 図6-1 業務実施体制(運営業務)において、各業務区分の定義がありましたらご教示ください。 | P84(1)業務の対象範囲に記載の各業務に応じた 区分を想定しています。 |
| 117 | 0 | | | 86 | 6 | | 1 | (8) | 1 | | | | | 業務従事者の経歴を明示した履歴書の提出が求められていますが、業務従事者=施設職員であるとすると、アルバイト職員全員の履歴書を提出することは現実的ではなく、個人情報保護の観点からも難しいため、各業務区分責任者以上の者の履歴書を報告する認識で宜しいでしょうか。 また、「履歴書」に記載すべき内容をご教示ください。 | 可能とします。要求水準書を修正します。 |
| 118 | 0 | | | 86 | 6 | | 1 | (8) | イ | (1) | | | 総括責任者 | 総括責任者と業務責任者についても、関係法令等 の充足並びに業務の円滑な実施が担保される場合 は、認められる認識で宜しいでしょうか。 | 業務責任者については、認められます。統括責任者 は不可とします。 |
| 119 | 0 | | | 87 | 6 | | 1 | (8) | I | | | | 指定管理者 制度等 | 公園部分について、利用者からの占用許可申請の 受付は市で行うのか指定管理者で行うのか、また許 可権限及び占用使用料の収入は市と指定管理者の どちらになるのか、ご教示ください。 | いずれも市です。 |
| 120 | 0 | | | 89 | 6 | | 2 | (2) | ゥ | | | | 利用料金徴 収業務 | 利用者からキャンセルの申し出があった際、キャンセル料を徴収することは可能でしょうか。 | 不可とします。要求水準書P89に記載のとおり、利用料金支払い後から利用前までに、利用者からキャンセルの申し出があった際には、原則利用料金を払い戻してください。 |
| 121 | 0 | | | 91 | | 6 | 2 | (7) | イ | (7) | | | 総括責任者 | 総括責任者は非常駐で可、との理解でよろしいで しょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 122 | 0 | | | 91 | 6 | | 2 | (7) | イ | (7) | | | 事業全体の 統括 | 統括責任者は応募グループの代表企業から選出で はなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。当然な がら代表企業は事業者の代表として事業期間を通し て対応いたします。 | |
| 123 | 0 | | | 92 | 6 | | 2 | (2) | ゥ | (7) | | | 営業許可の 取得等 | 事業者は、本施設の整備・運営に当たり、事業内容や販売品目等に応じ、必要な営業許可の取得又は登録等を行うこと。と記載されていますが、ここで言う事業者とはSPCではなくSPCの構成員でもない委託先企業でも可という認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 124 | 0 | | | 94 | 6 | | 3 | (1) | オ | | | | 学校利用支 援業務 | 学校の授業での利用が実施される場合は利用方法 等で調整とありますが、実施に伴い利用料金収入の 減少等がある場合には市からの補填等を行ってもら えるとの理解でよろしでしょうか? | 行っています。対象は市内の中学校を想定していま |
| 125 | 0 | | | 96 | 6 | | 3 | (3) | ı | (7) | | | その他 | ランニングステーションとしても更衣室等を利用できるよう配慮すること。と記載されていますが、ランニングステーション利用者の料金徴収を行うことは可能でしょうか。 | 事業者の提案により、可能とします。 |
| 126 | 0 | | | 96 | 6 | | 3 | (3) | I | (7) | | | その他 | 公園内のウォーキング・ランニングの利用者も更衣 室を利用する想定ですが、更衣室利用料をとること は可能でしょうか。 | 要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問へ の回答No.125の回答をご参照ください。 |
| 127 | 0 | | | 96 | 6 | | 3 | (6) | | | | | 飲食サービス提供業務 | 飲食サービス提供業務にかかる経費は事業者が負担すること、とありますが、サービス対価に含まれる項目の構成についてご教授ください。 | 要求水準書P8表1-2をご参照ください。 |
| 128 | 0 | | | 97 | | | 4 | (1) | ケ | | | | | 「公園の運営にあたっては、本市が行う占用許可、 行為許可等の把握」とありますが、公園の(一部エリ ア等)の占有利用に関する許可(占有利用申込受付 を含む)は市が対応するという理解でよいでしょう か。 | お見込みのとおりです。 |
| 129 | 0 | | | 101 | 7 | | | | イ | | | | 付帯施設 | 余熟利用施設に要求されている飲食機能を公園敷 地側に設置した場合、飲食に供する施設(付帯施 設)の床面積は余熱利用施設の要求面積から除い て計画しても宜しいでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 130 | | 7 | | | | | | | | | | | 日常保守点 検業務 | 毎日の実施が求められる 日常保守点検業務等については、施設に常駐員を配置している運営企業等が担うことも認めれらると理解してよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No | 本編 | 添付資料 | 閲覧 資料 | 頁 | 1章 | 1節 | 1 | (1) | ア | (ア) | а | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|------|----------|---|----|----|---|------|---|-----|---|-----|--|--|---|
| 131 | | 7 | X-11 | | | 2 | 2 | i) | | | | | 空調設備 | 空調設備に業務内容に冷房・暖房の切替と絶縁測 定の記載と実施概要に年2回の記載がございます が、セントラル空調方式ではないマルチ空調方式の 点検回数は事業者の提案との理解でよろしいでしょ うか。 | お見込みのとおりです。 |
| 132 | | 7 | | | | 2 | 2 | vi) | | | | | 熱源設備 | 熱源設備(予備ボイラー)の実施概要に(シーズンイン点検)年1回、(シーズンオン点検)月1回、(シーズンオフ点検)年1回の記載がございますが、熱源設備(予備ボイラー)は貯湯槽のお湯の温度が設定温度は代なると自動的に稼働するシステムになると思料いたします。熱源設備を常時稼働とする可能性もございますため、シーズンイン・オン・オフといった点検頻度ではなく、事業者の事業者の提案とさせていただきたい。 | 問題ありません。事業者の提案を期待します。 |
| 133 | | 7 | | | | 2 | 2 | vii) | | | | | | フロン排出抑制対象機器(設置する場合)の実施概要に(定期点検)年1回の記載がございますが、機器によっては3年に1回の法定点検対象となる機器がございます、当該機器の場合は定期点検は年1回ではなく3年に1回の理解でよろしいでしょうか | 機器に応じて適切な点検回数を提案頂くことで問題 ありません。事業者の提案を期待します。 |
| 134 | | 7 | | | | 5 | 1 | ii) | | | | | 水質検査 | プール、浴室の水質検査に関して、実施概要では月1回との記載がございます。ブール水の検査は月1回ですが、浴室の水質検査は「公衆浴場における水質基準等に関する指針」において、毎日完全換水型は年1回以上、進日使用型は年2回以上(塩素消毒でない場合は年4回以上)での検査が定められているため、浴室の水質検査は年2回の理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。要求水準書添付資料7を修正します。 |
| 135 | | 7 | | | | 5 | 2 | | | | | | | 居室の空気環境測定(ホルムアルデヒド測定含む)で、実施概要に(ホルムアルデヒド等)年1回との記載がございますが、建築物環境衛生管理基準の空気環境の調整に係る項目に、特定建築物の新築・増築、大規模の修繕、大規模の模様替えを行った際には、ホルムアルデヒド濃度の測定を行うことと記載がございますため、ホルムアルデヒドの測定は、初年度のみとの理解でよろしいでしょうか | お見込みのとおりです。 |
| 136 | | 7 | | | | | | | | | | | 添付資料7 | 添付資料7全般について、こちらはあくまでも参考で建てられる建物・設備等にそった法令に決められた業務とその他必要・適当とされる業務を提案するという考えでよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。事業者の提案を期待します。 |
| 137 | | 8 | | | | | | | | | | | | 事業者は全炉停止期間11/9~11/15のガス・電気代 を負担するという理解でよろしいでしょうか? | お見込みのとおりです。原因を問わず、供給停止期間が7日/年を超えた場合には、8日/年以降の燃料費の増額分を市が負担する予定です。 |
| 138 | | 9 | | | | | | | | | | | | 新ごみ処理施設の施設イメージが公表されていますが、デザインコンセプトや外壁等の仕上げ材や寸法(波型形状等)等を公表ください。新ごみ処理施設との親和性を考慮した提案を求められており、その場合には新ごみ処理施設事業へ参画している事業者、企業が有する情報は本事業の提案を検討するに際しても相当に有利な情報となります。本事業の公平性、競争性を担保するためにもお願いいたします。 | 要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問へ の回答No.17の回答をご参照ください。 |
| 139 | | | 3 | | | | | | | | | | 閲覧資料3 新設道路図 面 | 計画敷地北側に作られる道路の舗装天端レベルが不明です。 5mピッチ等で計画敷地との高さ関係がわかる資料を頂けないでしょうか。 | 要求水準書閲覧資料3に資料を追加します。 |
| 140 | | | 9 | | | | | | | | | | インフラ取合 い点 汚水排水設 備 | 新ごみ処理場の汚水排水計画について汚水最終桝の位置が記載されていますが、以降放流管は公園 工事となっており、要求水準書にも排水管の位置を 留意することとあります。参考までに新ごみ処理場で 想定している汚水の最大排水量および最終桝接続 時の配管径をご教示ください。また、最終桝が複数 ある理由をお教えいただけますでしょうか。 | 前段:1日最大排水量は47.72t(設計中)を想定しています。また、最終桝接続の配管径は150Aです。 後段:敷地が東西に広く、最終桝を1か所とすると深くなるため最終桝を複数設置しています。 |
| 141 | | | 9 | | | | | | | | | | い点 | 新ごみ処理場の雨水排水計画について、雨水最終 桝の位置のみ記載されていますが、以降放流管は 公園工事となっています。参考までに雨水貯留槽お よび雨水浸透桝の有無をご教示ください。また、最 終桝が複数ある理由をお教えいただけますでしょう か。 | 前段: 雨水貯留槽および雨水浸透桝等の有無は設計中であるため回答できません。提案段階におきましては無いものとしてください。 後段: 敷地が東西に広く、最終桝を1か所とすると深くなるため最終桝を複数設置しています。 |
| 142 | | | 11 | | | | | | | | | | 施設との敷 | 現在想定されている外装仕上げを主だった部分で良いのでご教示ください。閲覧資料11に余熱利用施設との接続点の断面図をお示しいただいていますが、新ごみ処理施設の全容を把握したいので、平面図、立面図、断面図などの基本情報をお教えいただけないでしょうか。 | 要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.17の回答をご参照ください。 |
| 143 | | | 11 | | | | | | | | | | 閲覧資料11 新ごみ処理 施設との敷 地境界計画 書 | 新ゴミ処理施設と屋内の渡り廊下で接続すること。と 記載がありますが、新ごみ処理施設の平面図、断面 図等のCADデータを頂けないでしょうか。 敷地内のどの部分で、どのフロアレベルで余熱利用 施設とつなぐ必要があるか、検討を行いたいと考え ております。 | 要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.17の回答をご参照ください。 |

| No | 本編 | 添付 資料 | 閲覧 資料 | 頁 | 1章 | 1節 | 1 | (1) | ア | (ア) | а | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|----------|----------|---|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|-------------------------|---|--|
| 144 | | | 11 | | | | | | | | | | 施設との敷地境界計画 | 余熟利用施設と新ごみ処理施設との接続部分について、余熟利用施設敷地境界(南北)との位置関係が不明です。新ごみ処理施設の南北方向の柱芯と敷地境界までの寸法等の情報を開示いただけないでしょうか。 | 要求水準書閲覧資料11に追記します。 |
| 145 | | | 11 | | | | | | | | | | 新こみ処理 施設との敷 地境界計画 | 断面図では新ごみ処理施設側の高さは2階= GL+6000、3階=GL+12000とありますが、事業区域 境界線でその高さで接続すれば、余熱利用施設の 階高は必ずしも新ごみ処理施設の階高に合わせる 必要はないと考えてよろしいでしょうか。 | 基本的にはお見込みのとおりですが、新ごみ処理施設との連携に配慮して計画してください。 |
| 146 | | | 14 | | | | | | | | | | 市内既仔施設の年間利田老数 | 余熱利用施設に集約予定の市内既存施設の年間 利用者数が提示されておりますが、本施設の利用者 人数を想定する上で、当該5施設がいつ頃集約とな るか予定がありましたらご教示ください。 | 本施設の供用開始をもって集約となります。 |